輸第11851号	家庭園芸用複合肥料	ＡＱＵＡ　ＶＥＧＡ　Ａ	中尾伸二
輸第11852号	家庭園芸用複合肥料	ＡＱＵＡ　ＶＥＧＡ　Ｂ	中尾伸二
輸第11853号	家庭園芸用複合肥料	ＢＩＯ　ＦＬＯＲＥＳ	中尾伸二
輸第11854号	家庭園芸用複合肥料	ＢＩＯ　ＶＥＧＡ	中尾伸二
輸第11855号	家庭園芸用複合肥料	ＣＯＣＯ　Ａ	中尾伸二
輸第11856号	家庭園芸用複合肥料	ＣＯＣＯ　Ｂ	中尾伸二
輸第11857号	家庭園芸用複合肥料	Ｍｏｎｓｔｅｒ Ｂｌｏｏｍ	中尾伸二
輸第11885号	家庭園芸用複合肥料	ＰＫ13／14	中尾伸二
輸第12194号	家庭園芸用複合肥料	ＣＡＮＮＡ　ＳＴＡＲ　Ｔ	中尾伸二
輸第12195号	家庭園芸用複合肥料	ＴＥＲＲＡ　ＦＬＯＲ　ＥＳ	中尾伸二
輸第12196号	家庭園芸用複合肥料	ＴＥＲＲＡ　ＶＥＧＡ	中尾伸二
生第81589号	汚泥発酵肥料	東備エコスター	和気・赤磐共同コンポスト事務組合

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百九十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関として次の者を登録したので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十四年九月十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
関西電気工事工業協同組合	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通二番八号	平成二十四年九月三日

輸第11851号	家庭園芸用複合肥料	ＡＱＵＡ　ＶＥＧＡ　Ａ	中尾伸二
輸第11852号	家庭園芸用複合肥料	ＡＱＵＡ　ＶＥＧＡ　Ｂ	中尾伸二
輸第11853号	家庭園芸用複合肥料	ＢＩＯ　ＦＬＯＲＥＳ	中尾伸二
輸第11854号	家庭園芸用複合肥料	ＢＩＯ　ＶＥＧＡ	中尾伸二
輸第11855号	家庭園芸用複合肥料	ＣＯＣＯ　Ａ	中尾伸二
輸第11856号	家庭園芸用複合肥料	ＣＯＣＯ　Ｂ	中尾伸二
輸第11857号	家庭園芸用複合肥料	Ｍｏｎｓｔｅｒ Ｂｌｏｏｍ	中尾伸二
輸第11885号	家庭園芸用複合肥料	ＰＫ13／14	中尾伸二
輸第12194号	家庭園芸用複合肥料	ＣＡＮＮＡ　ＳＴＡＲ　Ｔ	中尾伸二
輸第12195号	家庭園芸用複合肥料	ＴＥＲＲＡ　ＦＬＯＲ　ＥＳ	中尾伸二
輸第12196号	家庭園芸用複合肥料	ＴＥＲＲＡ　ＶＥＧＡ	中尾伸二
生第81589号	汚泥発酵肥料	東備エコスター	和気・赤磐共同コンポスト事務組合

主たる事務所の所在地	登録年月日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月三日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月十一日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月十一日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月十一日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月十一日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月十一日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月十一日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月十一日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月十一日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月十一日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月十一日
兵庫県神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―407号	平成二十四年九月十一日
岡山県和気郡和気町苦木８番地	平成二十四年九月十一日

○国土交通省告示第千六号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の規定に基づく水域として次のように指定する（平成二十四年九月十五日から同年九月十六日までの毎日午前七時から午後六時までの間に限る。）。

平成二十四年九月十一日　国土交通大臣　羽田雄一郎

福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）

○環境省告示第百三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の十第一項の一般廃棄物及び第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、第九条の十第八項において準用する第八条第四項及び第十五条の四の四第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年九月十一日　環境大臣　細野　豪志

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社最上クリーンセンター

ロ　住所　山形県最上郡最上町大字東法田九百二十八番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役　大場千佳子

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

山形県最上郡最上町大字東法田字大沢山九百二十八番三百八十九、九百二十八番四百十八及び九百二十八番四百八十一

三　無害化処理の用に供する施設の種類

石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する一般廃棄物及び産業廃棄物の種類

イ　石綿含有一般廃棄物

ロ　廃石綿等

ハ　石綿含有産業廃棄物

五　申請年月日

平成二十四年八月十三日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び東北地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、山形県環境エネルギー部循環型社会推進課及び山形県最上総合支庁保健福祉環境部環境課並びに最上町町民税務課

○関東地方整備局告示第三百二十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年九月十一日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社千葉県建築住宅センター

二　住所

千葉県千葉市中央区中央四丁目８番５

三　代表者氏名

代表取締役　鈴木　和吉

四　登録年月日

平成二十四年九月三日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社千葉県建築住宅センター　千葉県千葉市中央区中央四丁目８番５